改正後

目次

第一章　住宅性能評価
　第一節　住宅性能評価（第一条―第七条の四）
　第二節・第三節　（略）
第二章～第五章　（略）
附則

（長期使用構造等であることの確認の申請）

第七条の二　法第六条の二第一項の規定による求めをしようとする者は、別記第十一号の二様式の確認申請書（第七条の四第一項第一号に規定する確認書又は法第六条の二第五項の住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る確認（以下この項において「変更確認」という。）にあっては第一面を別記第十一号の三様式としたものとする。以下単に「確認申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、同条第三項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（変更確認にあっては、当該変更に係るものに限る。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

2　第三条第七項の規定は、確認申請書及びその添付図書の受理について準用する。

第七条の三　法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「を添えて」とあるのは「及び法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。

（確認書の交付等）

第七条の四　法第六条の二第三項の規定による確認書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに確認申請書の副本及びその添付図書を添えて行わなければならない。

一　当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認した場合　別記第十一号の四様式による確認書

二　当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等でないことを確認した場合　別記第十一号の五様式による確認書

2　登録住宅性能評価機関から確認書を交付された者は、確認書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、確認書の再交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。

（登録住宅性能評価機関に係る事項の変更の届出）

第十二条　登録住宅性能評価機関は、法第十条第二項の規定により法第九条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第十四号様式の登録住宅性能評価機関変更届出書に第八条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

改正前

目次

第一章　住宅性能評価
　第一節　住宅性能評価（第一条―第七条）
　第二節・第三節　（略）
第二章～第五章　（略）
附則

（新設）

（新設）

（新設）

（登録住宅性能評価機関に係る事項の変更の届出）

第十二条　登録住宅性能評価機関は、法第十条第二項の規定により法第九条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第十四号様式の登録住宅性能評価機関変更届出書に第八条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。